

社会福祉法人阪南市社会福祉協議会 日常生活自立支援事業職員募集のご案内

1. 採用人員

- ☐ 採用人数：本会会計年度採用職員 1 名
- ☐ 職 種：日常生活自立支援事業 専門員
- ☐ 仕事内容：社会福祉協議会は地域福祉の推進における民間の中核的団体としての役割と責任を担う団体です。
 - 主たる業務
日常生活自立支援事業の専門員として、認知症や知的障がい、精神障がいのある方のうち、判断能力が十分でない方を対象に、福祉サービス利用やお金の管理の支援等を行います。
 - 具体的な内容
 - ・ 支援者等からの相談対応、訪問調査
 - ・ 利用者等からの日常生活上の不安や困りごと等に関する相談対応
 - ・ 利用者宅等の訪問、生活費等のお届け、各種手続き支援
 - ・ 光熱水費や福祉サービス利用料等の支払い代行、入出金事務
 - ・ 関係機関等の連絡調整 など

2. 募集の期間

- ☐ 募集期間：随時（採用者が決定したら締め切ります）

3. 試験日及び試験場所

- ☐ 試 験 日：申し込み受付後、連絡のうえ日程調整します。
- ☐ 試験会場：阪南市地域交流館 共用会議室
 - 【住 所】大阪府阪南市尾崎町一丁目 18 番 15 号 阪南市地域交流館内
 - 【電 話】072 - 472 - 3333（代表）
- ☐ 試験方法：面接による試験
- ☐ 採用連絡：面接後 10 日以内

4. 受験資格

以下の資格要件が必要です。

- ① 相談支援業務の経験がある方。
- ② 社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有する方が望ましい。（有する資格で給与が違います）
- ③ 普通自動車第一種運転免許を有する方。
- ④ ワード及びエクセルの基本操作ができる方。

※ ただし、次に該当する人は受験できません。

- ① 成年被後見人または被保佐人
- ② 拘禁刑の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

5. 雇用期間

採用後、勤務日から令和9年3月31日までの間とします。

ただし、雇用期間は更新することがあります。

6. 勤務条件等

(1) 給与

- ・（給与例）社会福祉士・精神保健福祉士有資格者

週5日間勤務の場合 月給 296,477 円（今年度実績（地域手当含む））

週4日間勤務で月16日出勤した場合 月給 225,888 円（今年度実績（地域手当含む））

- ・賞与は、例年6月、12月に支給があります。
- ・通勤手当は、月額 150,000 円を限度に条件に応じて支給されます。車・バイク通勤の場合は、距離に応じて支給します。なお、駐車場等料金は、1 か月あたり 5,000 円を上限として相当額支給します。

(2) 勤務場所

【名 称】社会福祉法人阪南市社会福祉協議会 生活支援グループ

【住 所】大阪府阪南市尾崎町一丁目18番15号 阪南市地域交流館内

(3) 勤務日・労働時間・休日

- ・勤務日は休日を除く、月曜日から金曜日までの4日間以上の勤務
- ・労働時間は、午前8時45分から午後5時15分まで（休憩は60分間）実働7時間30分
- ・休日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律で定められた休日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）

(4) 休暇等

- ・年次有給休暇は、初年（最大年間10日、日数は就職日に応じて変動）、勤務実績に応じ、2年目以降1日程度加算。残日数は1年間繰越可能。採用時に付与、取得可能です。
- ・年次有給休暇の内、年間5日分40時間は時間休暇（1時間単位）で取得可能です。
- ・その他各種特別有給休暇、特別休暇が取得できます。詳しくは気軽にお問い合わせください。

(5) 社会保険等への加入

- ・労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金に加入します。市町村社会福祉協議会共済会に加入します。

7. 採用試験申込み手続

(1) 提出書類(以下の書類が必要です)

- ① 履歴書(写真貼付、JIS 規格のもの)
- ② 社会福祉士等の資格証明登録証の写し(資格を有する方)
- ③ 普通自動車第一種運転免許証の写し
- ④ 返信用封筒(合否返信に使用。定形封筒(長 3)に返信宛先を記載し、110 円切手貼付)

(2) 申込方法

申込は事前に必ずお電話ください。

そのうえで、次の申込先に本人が提出書類を持参又は郵送

(3) 申込先

【住 所】〒599-0201 大阪府阪南市尾崎町一丁目 18 番 15 号(阪南市地域交流館内)

【申込先】社会福祉法人阪南市社会福祉協議会 職員採用担当者まで

【受付時間】午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分まで

ただし、土曜日、日曜日、休日及び年末年始は除きます。

(4) 注意事項

- ① 書類提出の記載事項に不備のある場合には、お返す場合があります。
- ② 申込書の記載事項に誤りがあることが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。
- ③ 受験申込みに関する提出書類は一切お返しいたしません。

8. 問い合わせ

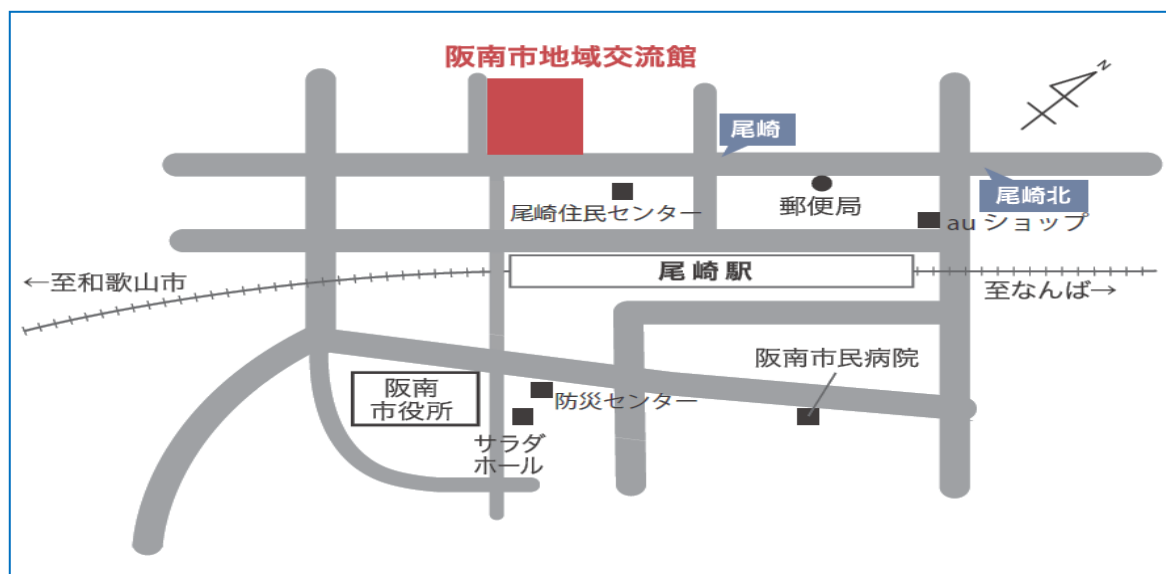
社会福祉法人阪南市社会福祉協議会(担当者:猪俣・中野)

住 所:大阪府阪南市尾崎町一丁目 18 番 15 号 阪南市地域交流館内

電 話:072-472-3333(代表)

F A X:072-471-7900

【申込先・試験会場の案内図】



南海本線「尾崎駅」下車、西出口より徒歩 3 分(阪南市地域交流館内)